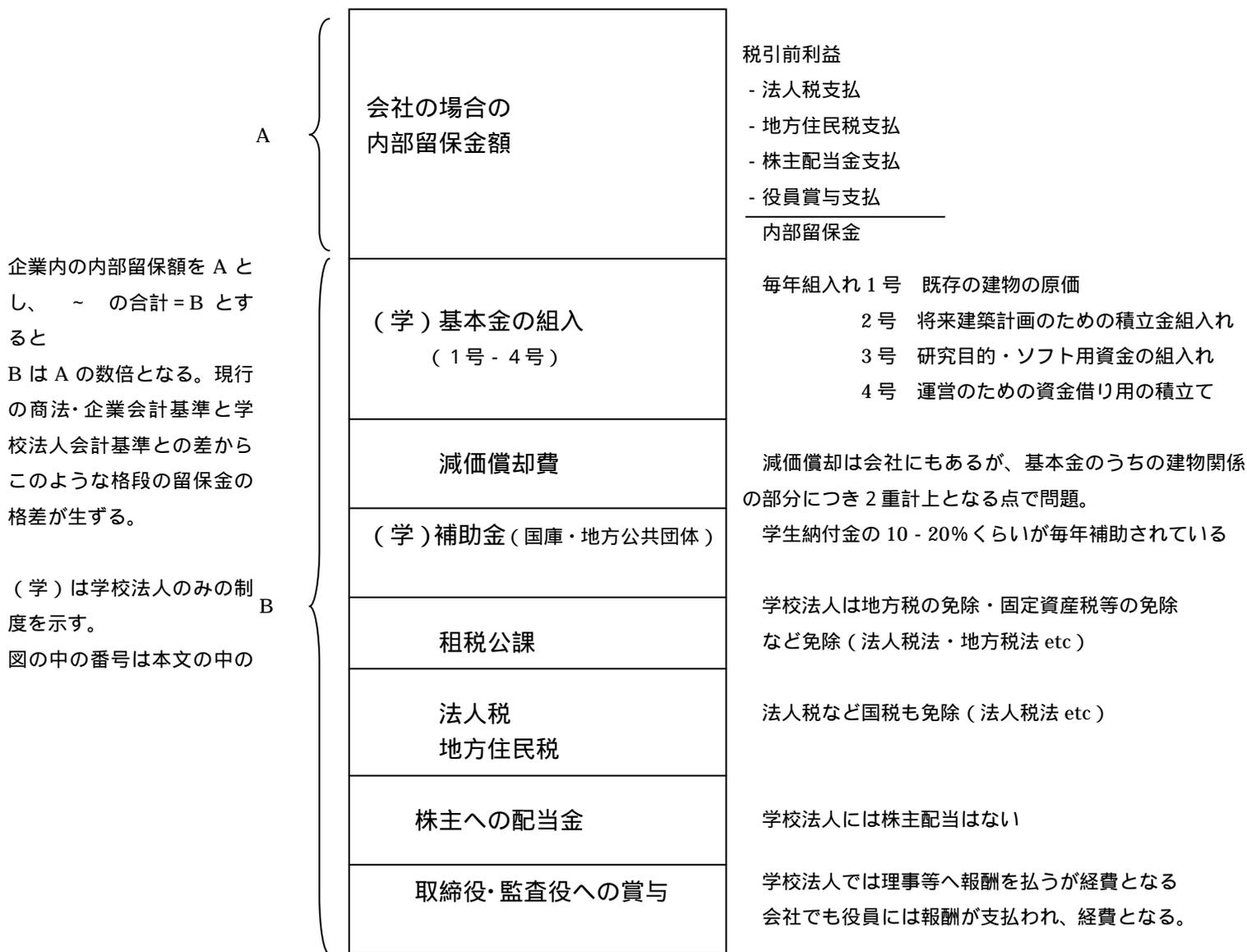


# 別紙 1

## < 株式会社と学校法人との内部留保の差異・原因分析 >

反町勝夫

内部留保金 企業の将来への投資・事業拡大の源泉となるもの  
借入金による資金調達は二次的なもの



- 会社と学校法人との 競争条件の同一化のためには、まず
- ・ 私学助成の平等化 上図の の問題。会社にも同率の私学助成をすべし。
  - ・ 優遇税制の平等化 上図の の問題。会社にも同じように免税規定を設けるべし。

次に、上図の 2 つを解消してもなお、両者の会計基準の違いから生ずる不平等がある。

- ・ 会計基準の平等化 の問題。最も合理性のある企業会計基準を学校法人にも適用せよ。

会社と学校法人とが同じ市場で公平な競争を行うためには、イコルフिटティングが必要であ

り、そのためには上図の ~ の全てが公平に保障されねばならない。

特に基本金については、その積み立ての限度額について、何ら制限規定がないこと、各大学の自由な将来計画に任せて全く自由に積み立てられること、そのため「帰属収入」から「この気ままな基本金総額」を控除した「消費収入」はそれだけ減少し、これから「消費支出」を差し引いた「消費収支差額」は常に赤字となるのは必定である。この赤字（消費支出超過）を根拠に、政府に補助金の増額要求を行うのは、自らの経営怠慢を棚に上げ、他人の税金で自らの懐を肥やす技というべきで、到底、納税者として受忍できないところである。

ここでの価値判断は、

国・自治体にとっては、財政赤字の現実から財政規律の達成の要請であり、

文部科学省にとっては、教育の公共性・継続性であり、

利用者たる学生・保護者にとっては、教育を受ける権利の行使として、自ら望む講義を自由に選択でき、自己実現に役立つ授業を受ける自由が保障されることであり、

生徒や学生を受け入れる国民にとっては、社会の需要に即した人材が養成されていることである。

かかる価値判断より、民で出来ることは民に任せよ、という構造改革・規制改革・官製市場の開放が主張され、その手段として、市場化テストの実行が緊急課題とされ、指定管理者制度が早急に施行されるべく、国政・自治体の全行政を通じて、その展開が急がれているのである。

以 上